議題１－３

名古屋市地域防災計画

― 風水害等災害対策計画編 ―

＜令和５年６月・修正案＞

名古屋市防災会議

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
第１章　災害応急対策計画				
16	11 12 15 16	第１節　初期初動体制 第１　（略） 第２　動員計画 1～7　（略） 8　各部・区本部の非常配備・動員計画 (1)～(2)（略） (3)報告 各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」の作成又は見直しを行った場合、非常配備人員編成計画表（様式１－１－１）(追加)を防災危機管理局長に報告しなければならない。見直し及び報告の時期は、防災危機管理局長が指示する。 第３　配備体制下の活動体制 1　（略） 2　非常配備体制下の活動 (1)第１非常配備 ア～イ　（略）	第１節　初期初動体制 第１　（略） 第２　動員計画 1～7　（略） 8　各部・区本部の非常配備・動員計画 (1)～(2)（略） (3)報告 各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」の作成又は見直しを行った場合、非常配備人員編成計画表（様式１－１－１）の提出又は防災危機管理局長が指定する方法により、計画参集人員を防災危機管理局長に報告しなければならない。見直し及び報告の時期は、防災危機管理局長が指示する。 第３　配備体制下の活動体制 1　（略） 2　非常配備体制下の活動 (1)第１非常配備 ア～イ　（略）	報告様式の変更に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	17 21 23 24	ウ　本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、庶務部を通じて報道機関等に発表する。 (2)～(3)(略) 3　(略) ◎計画表1-1-1　防災活動体制及び配備種別について 1　(略) 2　配備種別 別表1～2　(略) 別表3　水防警報が発せられる河川名及び配備該当区本部 表　(略) ※各局（部）の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各局（部）が判断することができる。 別表4　高潮警報が発表されたときの配備該当区本部 表　(略) ※各局（部）の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各局（部）が判断することができる。	ウ　本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、(削除)報道機関(削除)に発表する。 (2)～(3)(略) 3　(略) ◎計画表 1-1-1　防災活動体制及び配備種別について 1　(略) 2　配備種別 別表1～2　(略) 別表3　水防警報が発せられる河川名及び配備該当区本部 表　(略) ※各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。 別表4　高潮警報が発表されたときの配備該当区本部 表　(略) ※各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。	防災活動体制の見直しに伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>25
26</td>
<td>別表５　（略）
◎気象関係参考 1-1-1
1　（略）
2　配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）
<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td rowspan="2">大雨注意報（浸水外）（土砂災害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>11</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>92</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水注意報</td><td>流域雨量指数基準</td><td>堀川流域=20.4，荒子川流域=12.3，地蔵川流域=8.1，香流川流域=11.6，戸田川流域=5.8，山崎川流域=8.9，扇川流域=10.2</td></tr>
<tr><td>複合基準＊1</td><td>堀川流域=（7，15.8），荒子川流域=（7，11.6），地蔵川流域=（7，7.7），香流川流</td></tr>
</table>
</td>
<td>別表５　（略）
◎気象関係参考 1-1-1
1　（略）
2　配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）
<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td rowspan="2">大雨注意報（浸水外）（土砂災害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>11</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>98</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水注意報</td><td>流域雨量指数基準</td><td>堀川流域=20.4，荒子川流域=12.3，地蔵川流域=8.2，香流川流域=11.6，戸田川流域=5.7，山崎川流域=8.9，扇川流域=10.1</td></tr>
<tr><td>複合基準＊1</td><td>堀川流域=（5，15.8），荒子川流域=（5，11.6），地蔵川流域=（5，7.7），香流川流</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前				修　正　後				備　考
	26				域=（7，11.6），戸田川流域=（11，4.6），山崎川流域=（7，8.5），扇川流域=（7，10.2），庄内川流域=（11，26.9），新川流域=（7，20.4），矢田川流域=（11，19.7），天白川流域=（13，10.5），日光川流域=（7，24.5）				域=（5，11.6），戸田川流域=（8，4.6），山崎川流域=（5，8.5），扇川流域=（5，10.2），庄内川流域=（11，26.8），新川流域=（5，20.4），矢田川流域=（8，19.7），天白川流域=（5，13.8），日光川流域=（7，24.5）		
				指定河川洪水予報（追加）	庄内川［志段味・枇杷島・瀬古］，愛知県天白川水系天白川［天白川］，愛知県日光川水系　日光川［古瀬］，愛知県庄内川水系新川［水場川外水位］			指定河川洪水予報による基準	庄内川［志段味・枇杷島・瀬古］，愛知県天白川水系天白川［天白川］，愛知県日光川水系　日光川［古瀬］，愛知県庄内川水系新川［水場川外水位］	
		警報	大雨警報（浸水害）（土砂災害）	表面雨量指数基準	23	警報	大雨警報（浸水害）（土砂災害）	表面雨量指数基準	23	
				土壌雨量指数	130			土壌雨量指数	145	

連番	頁	修　正　前				修　正　後				備　考
	26			基準				基準		
			洪水警報	流域雨量指数基準	堀川流域=25.5，荒子川流域=15.4，地蔵川流域=10.2，香流川流域=14.6，戸田川流域=7.3，山崎川流域=11.2，扇川流域=12.8		洪水警報	流域雨量指数基準	堀川流域=25.5，荒子川流域=15.1，地蔵川流域=10.3，香流川流域=14.6，戸田川流域=7.2，山崎川流域=11.3，扇川流域=12.7	
				複合基準＊1	堀川流域=（11，17.5），荒子川流域=（11，12.9），地蔵川流域=（11，9.1），香流川流域=（11，13.6），戸田川流域=（11，6.5），山崎川流域=（11，9.6），扇川流域=（11，11.5），庄内川流域=（15，29.8），矢田川流域=（11，26,7），天白川流域=（13，11.7），日光川流域=(11,27.6)，新川流域(11，22.9)			複合基準＊1	堀川流域=（8，17.5），荒子川流域=（8，12.9），地蔵川流域=（8，9.2），香流川流域=（8，13.8），戸田川流域=（8，6.4），山崎川流域=（8，9.6），扇川流域=（8，11.4），庄内川流域=（16，29.9），矢田川流域=（8，26,7），天白川流域=（16，15.3），日光川流域=（11，27.6），新川流域（8，23）	
				指定河川洪水予想	木曽川中流［犬山・笠松］，庄内川［志段味・枇杷島・瀬古］，愛知県天白川水系天白川［天白川］，愛知県			指定河川洪水予想	木曽川中流［犬山・笠松］，庄内川［志段味・枇杷島・瀬古］，愛知県天白川水系天白川［天白川］，愛知県	

連番	頁	修　正　前					修　正　後					備　考
	26				日光川水系　日光川［古瀬］，愛知県庄内川水系新川［水場川外水位］					日光川水系　日光川［古瀬］，愛知県庄内川水系新川［水場川外水位］		
			暴風警報	平　均風速	陸上	20m/s		暴風警報	平　均風速	陸上	20m/s	
					海上	23m/s				海上	23m/s	
			暴風雪警報	平　均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		暴風雪警報	平　均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
					海上	23m/s 雪を伴う				海上	23m/s 雪を伴う	
			高潮警報	潮位	2.5m			高潮警報	潮位	2.5m		
		特別警報	大雨特別警報（浸水外）（土砂災害）	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され(追加)る場合			特別警報	大雨特別警報（浸水外）（土砂災害）	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合			
			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気	暴風が吹くと予想される場合			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気	暴風が吹くと予想される場合		

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>26</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>高潮特別警報</td><td>圧により</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>波浪特別警報</td><td></td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>暴風特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が続くと予想される場合</td></tr>
</table>
*1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
(追加)</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>高潮特別警報</td><td>圧により</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>波浪特別警報</td><td></td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>暴風特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が続くと予想される場合</td></tr>
</table>
*1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
*2　「〇〇川［△△］」は、洪水警報においては［指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>27

28</td><td>3　津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）
(1)～(2)（略）
(3)津波予報
（表中）
<table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき
（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨(追加)発表</td></tr></table></td><td>*3　愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、潮位が2.5mによらず高潮警報を発表する場合がある。
3　津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）
(1)～(2)（略）
(3)津波予報
（表中）
<table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき
（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td></tr></table></td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>17</td><td>32

33</td><td>第３節　災害対策本部の設置及び運営
第１　（略）
第２　本部の組織及び運営
1～2　（略）
3　本部員等
(1)（略）
(2)本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</td><td>第３節　災害対策本部の設置及び運営
第１　（略）
第２　本部の組織及び運営
1～2　（略）
3　本部員等
(1)（略）
(2)本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	34

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>36</td><td>(追加)

(ツ)その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。
ウ～オ　(略)
(4)本部幹事会議
ア　(略)
イ　所掌事務
(ア)各種情報の収集・報告
(表中)
<table><tr><th>情報の種類</th><th>収集・報告担当部</th></tr><tr><td>(追加)

j　その他</td><td>(追加)

関係部</td></tr></table>(イ)～(キ)(略)
ウ　(略)
(追加)</td><td>ること。
(ト)総合支援窓口の設置に関すること。
(ナ)その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。
ウ～オ　(略)
(4)本部幹事会議
ア　(略)
イ　所掌事務
(ア)各種情報の収集・報告
(表中)
<table><tr><th>情報の種類</th><th>収集・報告担当部</th></tr><tr><td>j　家屋被害調査の実施状況
k　その他</td><td>経理部

関係部</td></tr></table>(イ)～(キ)(略)
ウ　(略)
(5)各チーム
ア　チーム
(ア)チームは、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。</td><td>総合支援窓口に関する記述の追記

チーム構成・運用についての詳細の追記</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>36</td><td></td><td>(イ)チームの構成は、次のとおりとする。
<table><tr><td>チーム長</td><td>総括部に属する主幹、課長の職にある者のうちから総括部長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チームリーダー</td><td>本部長が指定するチームの主管部に属する係長、主査の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チーム員</td><td>本部長が指定する部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。</td></tr></table>(ウ)チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。
イ　プロジェクトチーム
(ア)プロジェクトチームは、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
(イ)プロジェクトチームの構成は、次</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>36</td><td>(5)本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員を本部員会議及び本部幹事会議及び(追加)に出席要請し、情報の提供その他必要な協</td><td>のとおりとする。
<table><tr><td>プロジェクトチーム長</td><td>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>プロジェクトチーム員</td><td>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</td></tr></table>(ウ)プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。
(エ)プロジェクトチームの主管部は、適宜プロジェクトチームを招集する。
(6)本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員を本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチームの会議に出席要請し、情報の提供</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>37

39</td><td>力を求めることができる。

5　チーム
(1)本部長は、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に調整・決定するため、本部にチームを置き、連絡員を動員して事務を分掌させる。
(2)チームに主管部を置く。
(3)その他、本部長が必要と認めたときは関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する。
6　部(班・隊)
7　区本部
8　現地本部
9　災害救助地区本部の設置・運営等
10　本部並びに本部職員の標識等
第3　(略)
第4　大規模災害時の初期活動
(表中)
<table><tr><th>活動の区分</th><th>第1段階</th><th>第2段階</th><th>第3段階</th></tr></table></td><td>その他必要な協力を求めることができる。
(削除)

5　部(班・隊)
6　区本部
7　現地本部
8　災害救助地区本部の設置・運営等
9　本部並びに本部職員の標識等
第3　(略)
第4　大規模災害時の初期活動
(表中)
<table><tr><th>活動の区分</th><th>第1段階</th><th>第2段階</th><th>第3段階</th></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前				修　正　後				備　考
	39	情報	被害状況、初期対応状況等の情報の収集と伝達	→→	被害情報、各種応急復旧対策の収集	情報	被害状況、初期対応状況等の情報の収集と伝達	→→	被害情報、各種応急復旧対策の収集	防災活動体制の見直しに伴う修正
			被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報（要配慮者、外国への広報）	被災者の生活情報の収集伝達	→→		被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報（要配慮者、外国への広報）	被災者の生活情報の収集伝達	→→	
				災害広報紙の発行、配布	→→			災害広報紙の発行、配布	→→	
			(追加)	(追加)	(追加)		被害状況、生命維持に関する情報等における広聴活動の実施	→→	→→	
					市外避難者への情報提供				市外避難者への情報提供	

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>42</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>安否確認等</td><td></td><td></td></tr>
</table>
第５　（略）
第６　オープンスペースの活用
◎別表 1-3-1
1　災害対策本部の部及び区本務の主な任務
（表中）
<table>
<tr><td>スポーツ市民部</td><td>スポーツ市民局</td><td>スポーツ市民局長</td><td>1 総合被災相談に関すること</td></tr>
</table>
（表中）
<table>
<tr><td>消防部</td><td>消防局</td><td>消防長</td><td>（略）</td></tr>
</table>
2　（略）
3　全庁体制で取り組む任務
（表中）
<table>
<tr><td>1～7　（略）
（追加）
8　その他一時に大量処理が必要な任務に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>安否確認等</td><td></td><td></td></tr>
</table>
第５　（略）
第６　オープンスペースの活用
◎別表 1-3-1
1　災害対策本部の部及び区本務の主な任務
（表中）
<table>
<tr><td>スポーツ市民部</td><td>スポーツ市民局</td><td>スポーツ市民局長</td><td>1(削除)被災相談に関すること</td></tr>
</table>
（表中）
<table>
<tr><td>消防部</td><td>消防局</td><td>消防局長</td><td>（略）</td></tr>
</table>
2　（略）
3　全庁体制で取り組む任務
（表中）
<table>
<tr><td>1～7　（略）
8　総合支援窓口の運営に関すること
9　その他一時に大量処理が必要な任務に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>表記の整理

通番修正</td></tr>
<tr><td>18</td><td>50</td><td>第４節　情報連絡活動
第１　気象情報等の招集・伝達</td><td>第４節　情報連絡活動
第１　気象情報等の招集・伝達</td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>51</td><td>1～2　（略）
3　気象予警報の受領・伝達要領
（図中）
東日本電信電話(株)
又は
西日本電信電話(株)</td><td>1～2　（略）
3　気象予警報の受領・伝達要領
（図中）
(削除)
西日本電信電話(株)</td><td>誤記修正</td></tr>
<tr><td></td><td>55
55</td><td>第２　（略）
第３　被害情報、対策情報の収集伝達
１　被害情報等の収集・伝達
(1)被害情報等の区分及び収集担当
（人、建物の被害）
<table>
<tr><th>情報の区分</th><th>情報の内容</th><th>担当部</th></tr>
<tr><td>人的被害</td><td>死者、行方不明者、負傷者(重症、軽症)</td><td>区本部※</td></tr>
<tr><td>住家被害</td><td>全壊（焼）、半壊（焼）、</td><td>区本部※
（消防部）</td></tr>
</table></td><td>第２　（略）
第３　被害情報、対策情報の収集伝達
１　被害情報等の収集・伝達
(1)被害情報等の区分及び収集担当
（人、建物の被害）
<table>
<tr><th>情報の区分</th><th>情報の内容</th><th>担当部</th></tr>
<tr><td>人的被害</td><td>死者、行方不明者、負傷者(重症、軽症)</td><td>区本部
(削除)</td></tr>
<tr><td>住家被害</td><td>全壊（焼）、半壊（焼）、</td><td>区本部
(削除)
（消防部）</td></tr>
</table></td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>55</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家被害</td><td>公共建物</td><td>全壊（焼）、半壊（焼）</td><td>所幹部、区本部、（消防部）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>全壊（焼）、半壊（焼）</td><td>区本部※、（消防部）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民り災状況</td><td>り災世帯数、り災者数</td><td>区本部</td></tr>
</table>
(注)担当部の欄中（　　）書きの部にあっては、情報の内容欄中（　　）書きを行うことを示す。
※担当部以外の部が被害情報等を入手した場合には市町村防災支援システムに情報入力するとともに、その旨を担当部に伝達する。
</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家被害</td><td>公共建物</td><td>全壊（焼）、半壊（焼）</td><td>所幹部、区本部、（消防部）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>全壊（焼）、半壊（焼）</td><td>区本部(削除)、（消防部）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民り災状況</td><td>り災世帯数、り災者数</td><td>区本部</td></tr>
</table>
(注)担当部の欄中（　　）書きの部にあっては、情報の内容欄中（　　）書きを行うことを示す。
(削除)
</td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	61 62	第４　通信連絡手段の確保及び活用 １　無線電話 (1)無線電話の統制 ア　（略） イ　消防無線、上下水道局ＭＣＡ無線の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。	第４　通信連絡手段の確保及び活用 １　無線電話 (1)無線電話の統制 ア　（略） イ　消防無線(削除)の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。	通信手段の見直しに伴う修正
19	79 80	第５節　広報・広聴活動 第１　広報活動 １　（略） ２　災害発生直後の広報事項の伝達系統 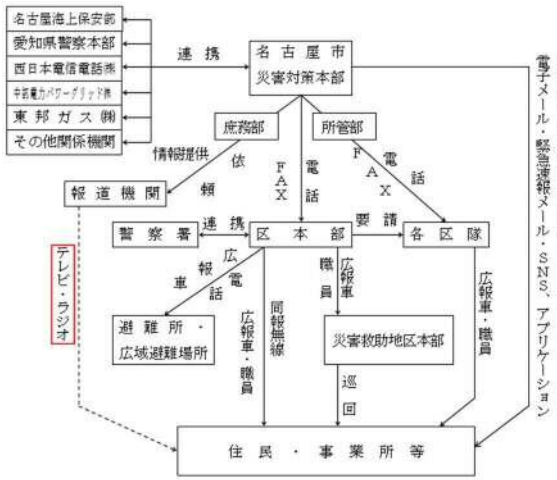 	第５節　広報・広聴活動 第１　広報活動 １　（略） ２　災害発生直後の広報事項の伝達事項 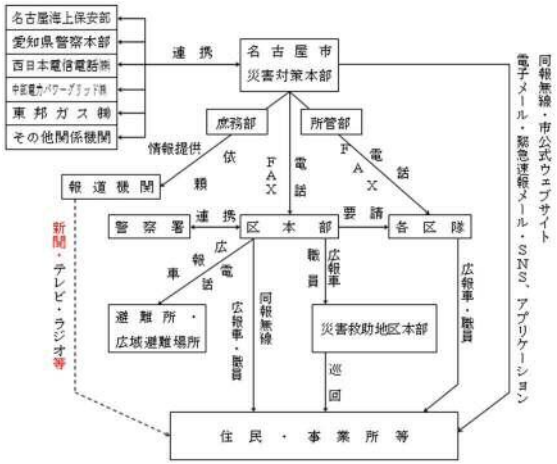 	報道方法に関する追記

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		3　広報の方法 (1)(略) (2)報道機関との連携 ア　「放送協定」に基づく放送依頼 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、総務部は、庶務部の協力を得て、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。	3　広報の方法 (1)(略) (2)報道機関との連携 ア　「放送協定」に基づく放送依頼 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、本部室(広報報道チーム)は、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。	防災活動体制の見直しに伴う修正
	82	第2　広聴活動 1　被災相談窓口の設置 スポーツ市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。 この場合、スポーツ市民部(追加)は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。	第2　広聴活動 1　被災相談窓口の設置 スポーツ市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。 この場合、スポーツ市民部及び区本部は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。	区本部が設置する相談窓口の追記

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
20	86	第７節　応援要請	第７節　応援要請	
		第１～２　（略）	第１～２　（略）	
	90	第３　自衛隊に対する派遣要請	第３　自衛隊に対する派遣要請	
		１　自衛隊の救助活動の要請範囲	１　自衛隊の救助活動の要請範囲	
		(1)～(8)（略）	(1)～(8)（略）	
	91	(9)炊飯及び給水(追加) 被災者に対し、炊飯及び給水(追加)を実施する。	(9)給食、給水及び入浴支援 被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。	防災基本計画の修正に伴う修正
		２　派遣要請依頼	２　派遣要請依頼	
		(１)法第 68 条の２第１項に基づき県知事に要請する場合	(1)法第 68 条の２第１項に基づき県知事に要請する場合	
		ア～ウ(略)	ア～ウ(略)	
	92	エ　総括部は、災害派遣要請依頼書（様式１－７－１）を県知事（防災局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。	エ　総括部は、災害派遣要請依頼書（様式１－７－１）を県知事（防災安全局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。	誤記修正
		オ　（略）	オ　（略）	
		カ　総括部は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災局災害対策課）に自衛隊への通知をした	カ　総括部は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知を	

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>事項について通知する。
(3)通知連絡先
(表中)
<table><tr><th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊
第35普通科
連隊</td><td>連隊本部
第3科</td><td>(052)-791-2191
内線461
(夜間)477</td></tr></table></td><td>した事項について通知する。
(3)通知連絡先
(表中)
<table><tr><th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊
第35普通科
連隊</td><td>連隊本部
第3科</td><td>(052)-791-2191
内線4831
(夜間)4509</td></tr></table></td><td>誤記修正</td></tr>
<tr><td>21</td><td>96

96</td><td>第8節　水防活動
第1　(略)
第2　水防活動の組織等
1　水防計画の組織
水防活動を総合的かつ円滑に実施するため、本市の水防活動の組織は、名古屋市災害対策本部条例及び同運営要綱又は名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところによる。
なお、災害対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らない、大雨注意報、洪水注意報(追加)発令に係る準備体制の場合は、(追加)水防活動に関係の深い防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上</td><td>第8節　水防活動
第1　(略)
第2　水防活動の組織等
1　水防計画の組織
水防活動を総合的かつ円滑に実施するため、本市の水防活動の組織は、名古屋市災害対策本部条例及び同運営要綱又は名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところによる。
なお、災害対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らない、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報発表に係る準備体制の場合は、各局において情報連絡活動に当たるとともに、水防活動に関係の深</td><td>文言修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	97	下水道局等の通常勤務員等により、情報連絡活動を中心とした次のような水防業務にあたる。 2　各部・区本部の所掌事務 　水防活動を行うための各部（局）・区本部（区）の所掌事務は「名古屋市災害対策本部運営要綱」及び「名古屋市災害警戒本部運営要綱」並びに本章第 1 節「初動活動体制」に定めるところによる。 　なお、緑政土木部においては、河川水位等に関する情報の収集・伝達及び水防活動に係る技術的指導等の事務にあたる。 　また、各部（局）・区本部（区）は水防の責任の重大性を自覚し、常に気象・水位の状況等に注意して水防事務を円滑に遂行しなければならない。	い防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局等の通常勤務員等により、情報連絡活動を中心とした次のような水防業務にあたる。 2　各部・区本部の所掌事務 　水防活動を行うための各部（局）・区本部（区）の所掌事務は「名古屋市災害対策本部運営要綱」及び「名古屋市災害警戒本部運営要綱」並びに本章第 1 節「初動活動体制」に定めるところによる。 （削除） 　また、各部（局）・区本部（区）は水防の責任の重大性を自覚し、常に気象・水位の状況等に注意して水防事務を円滑に遂行しなければならない。	表記の整理
	101	第 3　（略） 第 4　活動内容 1　（略） 2　河川・ため池の巡視	第 3　（略） 第 4　活動内容 1　（略） 2　河川・ため池の巡視	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	105	(1)(略) (2)ため池の巡視 (略)また、防災重点(追加)ため池については大雨特別警報が発表された場合、身の安全を十分に確保した上で緊急点検を実施し、県へ報告するものとする。(略) 3～7　(略) (資料) ・ため池の巡視箇所一覧表、防災重点(追加)ため池緊急点検報告様式 (附属資料編　計画資料 60)	(1)(略) (2)ため池の巡視 (略)また、防災重点農業用ため池については大雨特別警報が発表された場合、身の安全を十分に確保した上で緊急点検を実施し、県へ報告するものとする。(略) 3～7　(略) (資料) ・ため池の巡視箇所一覧表、防災重点農業用ため池緊急点検報告様式 (附属資料編　計画資料 60)	
22	125	第 11 節　医療救護・保健衛生 【医療救護】 第 1　救護班の編成 1　救護班の編成 (1)～(2)(略) (3)健康福祉部は、緑市民病院・厚生院・総合リハビリテーションセンターで医療救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。また、救護班において(追加)看護職員を必要とする場合に	第 11 節　医療救護・保健衛生 【医療救護】 第 1　救護班の編成 1　救護班の編成 (1)～(2)(略) (3)健康福祉部は、医療救護班において医師・看護職員等が不足する場合には、必要に応じて、総合リハビリテーションセンター・中央看護専門学校より(削除)派遣を行う。	組織改正による修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		は、(追加)中央看護専門学校より看護職員（専任教員）の派遣を行う。 (4)(略) (5)健康福祉部は、市域において災害派遣医療チーム（DMAT）が活動する場合については、(追加)その活動状況について連携を図る。 (4)受け入れる主な医療関係ボランティア 健康福祉局は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。 (追加)	(4)(略) (5)健康福祉部は、市域において災害派遣医療チーム（DMAT）が活動する場合については、保健医療調整会議を通じてその活動状況について連携を図る。 (6)受け入れる主な医療関係ボランティア 健康福祉局は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	新たな協定の締結に伴う追記
	126 127	2　(略) 第2　救護 1～2　(略) 3　救護の方法 (1)(略) (2)第2救護 第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。 特に、中等症・重症傷病者の治療・	2　(略) 第2　救護 1～2　(略) 3　救護の方法 (1)(略) (2)第2救護 第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。 特に、中等症・重症傷病者の治療・	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		収容は、主に市立病院・災害拠点病院・災害協力病院が実施する。 4　傷病者の搬送・移送 (1)(略) (2)災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、(追加)市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。 第3～4　(略)	収容は、主に(削除)災害拠点病院・災害協力病院が実施する。 4　傷病者の搬送・移送 (1)(略) (2)災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。 第3～4　(略)	市大化による修正
	129	(資料) (追加)	(資料) ・災害医療救護等に関する協定書(市対市立大学)　(附属資料編　計画参考42) ・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書(市対県鍼灸マッサージ師会) (附属資料編　計画参考42)	新たな協定の締結に伴う追記
	130	【保健衛生】 第1～4　(略)	【保健衛生】 第1～4　(略)	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	133	(資料) (追加)	(資料) ・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会） （附属資料編　計画参考 42） ・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会） （附属資料編　計画参考 42）	新たな協定の締結に伴う追記
23	134 137 138	第 12 節　輸送・道路等応急対策 【輸送】(略) 【道路等応急対策】 第 1～2　(略) 第 3　道路上の障害物の除去 1　(略) 2　街路樹の対策 (1) (略) (2) 復旧可能な樹木は、側枝を切り払い支柱に結束して立て越す。	第 12 節　輸送・道路等応急対策 【輸送】(略) 【道路等応急対策】 第 1～2　(略) 第 3　道路上の障害物の除去 1　(略) 2　街路樹の対策 (1) (略) (2) 復旧可能な樹木は、側枝を切り払い支柱に結束して立て起こす。	誤記修正
24	142	第 13 節　食品・生活必需品等の供給 第 1～2　(略) 第 3　物資の供給体制 1　(略)	第 13 節　食品・生活必需品の供給 第 1～2　(略) 第 3　物資の供給体制 1　(略)	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	143	2　物資の供給フロー 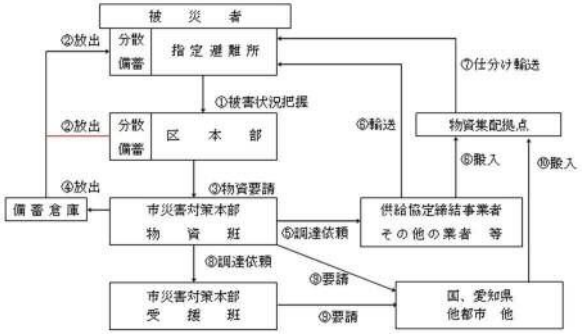 	2　物資の供給フロー 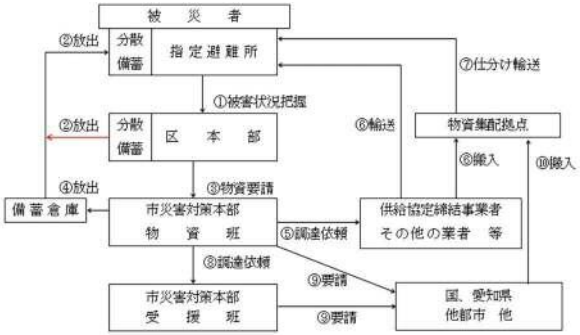 	表記の整理
25	150

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		3　検案時の処理事項 (1)～(2)(略) (3)(追加)遺体調書に必要事項をその都度記入し、整理に努める。 第4～5　(略)	3　検案時の処理事項 (1)～(2)(略) (3)遺体安置所に派遣された職員と連携し、遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、整理に努める。 第4～5　(略)	
	154	第6　遺体の火葬 1　火葬の方法 (1)～(3)(略) (4)遺体調書に必要事項をその都度記入し、整理に努める。 2～3　(略)	第6　遺体の火葬 1　火葬の方法 (1)～(3)　(略) (4)遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、整理に努める。 2～3　(略)	
	157	◎様式1-15-2　遺体調書	◎様式1-15-2　遺体調書	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>158</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>捜索収容者</td><td colspan="2">捜索収容班　第　班　　代表者 氏名　　（所属　局 室 区）</td></tr>
<tr><td>遺体の種別</td><td colspan="2">1 身元不明の遺体　2 引受人のない遺体　3 その他</td></tr>
<tr><td>遺体発見日時</td><td colspan="2">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>遺体発見場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">遺体の身元</td><td>本籍</td><td></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>身元不明者の符号　性別　男 女　年齢　歳位</td></tr>
<tr><td>識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">遺族その他の関係者</td><td>現住所</td><td>（電話）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>（死者との続柄）</td></tr>
<tr><td>遺体引受</td><td>可・不可　（引渡し　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>遺骨引取</td><td>可・不可　（引渡し　年　月　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">遺体処理</td><td>洗浄等の処理</td><td>品目　数量　金額　計</td></tr>
<tr><td>一時保存料</td><td>検案料　実支出額　計</td></tr>
<tr><td>埋葬年月日</td><td>埋葬者　関係性</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埋葬</td><td>埋葬費</td><td>棺（附属品含む）
埋葬又は火葬料
骨箱　計</td></tr>
<tr><td colspan="2">検案日時　月　日　時　分　（検案医師　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋葬許可証交付日　埋葬日　埋葬場所</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所持品の処理）　（備考）</td></tr>
</table>
※写真は裏面にはりつけてください。
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>捜索収容者</td><td colspan="2">捜索収容班　第　班　　代表者 氏名　　局 室 区</td></tr>
<tr><td>遺体の種別</td><td colspan="2">1 身元不明の遺体　2 引受人のない遺体　3 その他</td></tr>
<tr><td>遺体発見日時</td><td colspan="2">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>遺体発見場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">遺体の身元</td><td>本籍</td><td></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>身元不明者の符号　別性　女 男　年齢　歳位</td></tr>
<tr><td>識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">遺族その他の関係者</td><td>現住所</td><td>（電話）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>（死者との続柄）</td></tr>
<tr><td>遺体引受</td><td>可・不可　（引渡し　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>遺骨引取</td><td>可・不可　（引渡し　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>氏名公表</td><td>遺族の同意　可・不可　住民基本台帳の閲覧制限　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">遺体処理</td><td>洗浄等の処理</td><td>品目 単価　数量　金額　計</td></tr>
<tr><td>一時保存料</td><td>品目 単価　数量　金額　計</td></tr>
<tr><td>検案料</td><td>検案に要する費用　検案書作成料　金額　計</td></tr>
<tr><td>検案日時</td><td>月　日　時　分　（検案医師　）</td></tr>
<tr><td>死亡年月日</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">埋葬</td><td>埋葬許可証交付日</td><td>□収容所 □遺体安置所　埋葬場所</td></tr>
<tr><td>埋葬年月日</td><td>埋葬者　関係性</td></tr>
<tr><td>埋葬費</td><td>棺（附属品含む）
埋葬又は火葬料
骨箱　計</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所持品の処理）　（備考）</td></tr>
</table>
※写真は裏面に貼り付けてください。
</td>
<td>様式変更に伴う修正</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>◎様式 1-15-3
（表中）
<table>
<tr><td>引受人の続柄(追加)</td><td>引き渡し年月日</td><td>安置場所</td><td>受付番号</td></tr>
</table>
</td>
<td>◎様式 1-15-3
（表中）
<table>
<tr><td>引受人の続柄・氏名</td><td>引き渡し年月日</td><td>安置場所</td><td>(削除)</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
26	159	第 16 節　災害ごみ・し尿・災害がれき(追加) 風水害等の災害の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。 そのため、避難者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・し尿・災害がれき(追加)の処理について、必要な対応を行う。 (追加)	第 16 節　災害ごみ・(削除)災害がれき・し尿 風水害等の災害の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。 そのため、被災者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・(削除)災害がれき・し尿の処理について、必要な対応を行う。 第 1　体制・計画 1　災害廃棄物処理対策部の設置 災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。 2　計画の策定 「災害廃棄物処理計画」を基礎として、被害状況や災害廃棄物の発生量等を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を策	表記の整理 文言整理 災害廃棄物処理計画に関する追記

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			定する。	
	159	第１　災害ごみ処理 １　（略） ２　活動要領 (1)（略） (2)処理方法 ア～イ　（略） ウ　平常作業の中止は、10 日間を限度都市、以後災害ごみと並行して行う。 エ　処理施設への直接搬入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。 オ　災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。また、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、	第２　災害ごみ処理 １　（略） ２　活動要領 (1)（略） (2)処理方法 ア～イ　（略） （削除） ウ　処理施設への直接搬入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。 エ　災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。また、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、（削除）効率的に災害廃棄物等の搬	表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
カ　環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。

<table><tr><th></th><th>市有・常時借上台数</th><th>人員</th><th>最大収集能力</th></tr><tr><td>1回当たり</td><td>336台</td><td>635人(市職員のみ)</td><td>719.55ｔ</td></tr></table>
(3)　ごみ処理施設の確保及び復旧計画
ア　施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による清掃活動に万全を期する。
イ　埋立処分場については、搬入路及び施設の復旧に努める。</td><td>出を行う。

(削除)

(3)　ごみ処理施設の確保及び復旧計画
(削除)施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による廃棄物処理に万全を期する。
(削除)</td><td>文言整理</td></tr>
<tr><td></td><td>161</td><td>第3　災害がれき処理
1　計画目標
被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の損壊により発生するコンクリートがら及び</td><td>第3　災害がれき処理
1　計画目標
被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の損壊により発生するコンクリートがら及び</td><td>文言整理</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	161	木くず等（以下「災害がれき」という。）を適正に処理する。 2　活動要領 (1)災害廃棄物処理対策部の設置 災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。 (2)損壊建物等の解体・撤去 損壊した建物の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅等について特別措置を国が講じた場合は、本市が解体し、撤去を行う。 (3)災害廃棄物の仮置場の設置 被災現場から撤去した災害廃棄物の一時的な保管や、破砕・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する。 (4)災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分	木くず等（以下「災害がれき」という。）を適正に処理する。 2　活動要領 (削除) (1)損壊家屋等の解体・撤去 損壊した家屋等の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅等について特別措置を国が講じた場合は、本市が解体し、撤去を行う。 (2)災害がれきの仮置場の設置 被災現場から撤去した災害がれきの一時的な保管や、破砕・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する。 (3)災害がれきの中間処理・再利用・最終処分	文言整理 文言整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）
3　協力体制
災害廃棄物の処理にあたっては、資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。</td><td>（略）
3　協力体制
災害がれきの処理にあたっては、資機材の提供を含め、愛知県、他都市及び民間事業者などに協力を求めて、効率的に実施する。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>160</td><td>第２　し尿処理
1　（略）
2　活動要領
(1)（略）
(2)災害用トイレの備蓄等
災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座の備蓄を進める。（略）
(3)収集方法
ア～ウ　（略）
エ　環境の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。
<table><tr><th></th><th>車両数</th><th>人員</th><th>最大収集能力</th></tr><tr><td>1 回当</td><td>27 台</td><td>58 人（市職</td><td>32.9 kℓ</td></tr></table></td><td>第４　し尿処理
1　（略）
2　活動要領
(1)（略）
(2)災害用トイレの備蓄等
災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座を備蓄する。（略）
(3)収集方法
ア～ウ　（略）
（削除）</td><td>表記の整理

事業終了に伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		たり　員のみ) オ　環境部の保有するし尿作業場の最大処理能力は次のとおりである。(略) (4)～(6)(略)	 エ　環境部の保有するし尿作業場の最大処理能力は次のとおりである。(略) (4)～(6)(略)	
27	163 165	第17節　住宅等応急対策 第1～3　(略) 第 4　被災建築物・宅地に対する指導・相談 1～2　(略) 3　被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。 　なお、スポーツ市民部(追加)が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。	第17節　住宅等応急対策 第1～3　(略) 第 4　被災建築物・宅地に対する指導・相談 1～2　(略) 3　被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。 　なお、スポーツ市民部及び区本部が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。	区本部が設置する相談窓口の追記
28	205	第23節　ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第1　給水対策 1　(略) 2　給水方法	第23節　ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第1　給水対策 1　(略) 2　給水方法	

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>206</td><td>(1)～(3)(略)
(4)給水能力
給水能力－1(排水池等の貯水量)
令和4年4月1日
(表中)
<table><tr><th>施設名</th><th>施設数</th><th>貯水量(m³)</th></tr><tr><td>計</td><td>33</td><td>670,589</td></tr></table>
給水能力－2(運搬給水)
令和4年4月1日
<table><tr><th>資機材名</th><th>容量</th><th>数量</th><th>1回当たりの給水能力(L)</th></tr><tr><td>給水車</td><td>1.8 m³
3.8 m³
3.0 m³</td><td>4台
4台
2台</td><td>7,200
15,200
6,000</td></tr><tr><td>給水タンク(積載用)</td><td>1.0m³
1.0m³(加圧式)</td><td>62基
4基</td><td>62,000
4,000</td></tr><tr><td colspan="3">計</td><td>94,400</td></tr></table>給水能力－3(拠点給水)
令和4年4月1日
表　(略)</td><td>(1)～(3)(略)
(4)給水能力
給水能力－1(排水池等の貯水量)
令和5年4月1日
(表中)
<table><tr><th>施設名</th><th>施設数</th><th>貯水量(m³)</th></tr><tr><td>計</td><td>33</td><td>670,509</td></tr></table>
給水能力－2(運搬給水)
令和5年4月1日
<table><tr><th>資機材名</th><th>容量</th><th>数量</th><th>1回当たりの給水能力(L)</th></tr><tr><td>給水車</td><td>1.8 m³
3.8 m³
3.0 m³</td><td>4台
4台
3台</td><td>7,200
15,200
9,000</td></tr><tr><td>給水タンク(積載用)</td><td>1.0m³
1.0m³(加圧式)</td><td>62基
4基</td><td>62,000
4,000</td></tr><tr><td colspan="3">計</td><td>97,400</td></tr></table>給水能力－3(拠点給水)
令和5年4月1日
表　(略)</td><td>時点修正
誤記修正
時点修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>207</td><td>※1人1日当たり3Ｌの飲料水を必要とした場合、1栓当たりの給水能力を2人/分とすると、4栓式仮設給水栓を応急給水施設に設置することにより、1基当たり1時間で480人分の飲料水が確保できる。
給水能力－4(その他)
令和4年4月1日
(表中)<table><tr><th>資機材名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>非常用給水袋</td><td>65,000</td><td>6 L/個（上下水道局）</td></tr><tr><td>簡易ポリエチレン容器</td><td>78,000</td><td>5 L/個（上下水道局）</td></tr></table></td><td>(削除)
給水能力－4(その他)
令和5年4月1日
(表中)<table><tr><th>資機材名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>非常用給水袋</td><td>80,000</td><td>6 L/個（上下水道局）</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr></table></td><td>文言修正
時点修正
資機材の更新に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>208</td><td>第2　水道施設対策
1～4　(略)
5　応急措置
(1)～(2)(略)
(3)有線通信施設が不通の場合
ＭＣＡ無線や衛星携帯電話を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。</td><td>第2　水道施設対策
1～4　(略)
5　応急措置
(1)～(2)(略)
(削除)</td><td>通信手段の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(4)取水、導水、浄水施設が破損した場合 (5)配水管が破損した場合	(3)取水、導水、浄水施設が破損した場合 (4)配水管が破損した場合	
29	223	第25節　事業所等の安全対策 第1　（略） 第2　有害化学物質等の安全対策 1　有害化学物質流出事故状況の把握 区本部保健センター班は、風水害等の災害発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする	第25節　事業所等の安全対策 第1　（略） 第2　有害化学物質等の安全対策 1　有害化学物質流出事故状況の把握 区本部保健センター班は、風水害等の災害発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの連絡及び市民からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする	表記の整理
30	241 243	第33節　鉄道災害対策計画 第1～3　（略） 第4　各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】 別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成	第33節　鉄道災害対策計画 第1～3　（略） 第4　各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】 別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（図中） 自動車班（班長：運輸課長） 管理課、（追加）自動車施設課、 自動車運転化、自動車車両課、 各営業所	（図中） 自動車班（班長：運輸課長） 管理課、路線計画課、 自動車施設課、自動車運転化、 自動車車両課、各営業所	組織改正に伴う修正
第２章　災害復旧計画				
31	259	第１節　民生安定のための緊急措置 第１　被災者台帳の作成、罹災証明書等の発行（追加） （追加） 2　（略） 1　被災者台帳の作成・利用等 全面差し替え	第１節　民生安定のための緊急措置 第１　（削除）罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成 1　家屋被害調査の実施 経理部は、市内の被害状況について予備調査を行った上で、調査方法、調査期間及び調査人員等を定めた調査計画を策定し、家屋被害調査を実施する。 2　（略） 3　被災者台帳の作成・利用等 全面差し替え	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		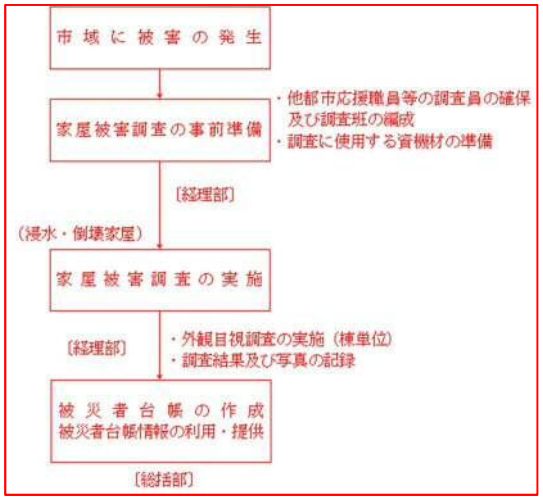	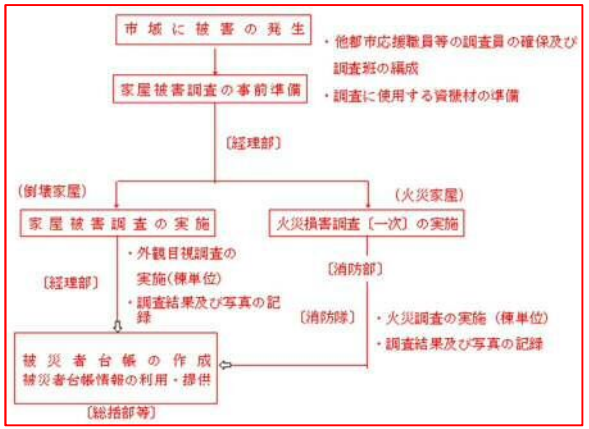	
	266	第 2～8　（略） 第 9　災害復旧資金の融資 1　（略） 2　中小企業関係の融資 　災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。大規模な災害等に際し、国が信用収縮を指定した場合、名古屋市は、経	第 2～8　（略） 第 9　災害復旧資金の融資 1　（略） 2　中小企業関係の融資 　災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。大規模な災害等に際し、国が信用収縮を指定した場合、名古屋市は、経	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	267	営安定資金（大規模危機対策資金）の融資を行うとともに、名古屋市信用保証協会は、従来の補償限度額とは別枠の信用保証を付与する。 　また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。 表　小規模企業等振興資金(略) (※)令和４年４月１日現在 表　経営安定資金(略) (※)令和４年４月１日現在 (追加)	営安定資金（大規模危機対策資金）の融資を行うとともに、名古屋市信用保証協会は、従来の保証限度額とは別枠の信用保証を付与する。 　また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。 表　小規模企業等振興資金(略) (※)令和５年４月１日 表　経営安定資金(略) (※)令和５年４月１日 第 10　総合支援窓口の開設 　市民ニーズの高まりにより、必要な場合、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを１か所で可能にする総合支援窓口を設置し、関係各局の個別相談と連携した復興に向けた被災者の総合的な生活支援等を行う。 1　窓口設置 　被災状況等を勘案し、本部員会議において設置する区を決定したうえで、発災から約１か月以内を目途に、あらかじめ	誤記修正 時点修正 総合支援窓口に関する記述の追記

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>267</td><td></td><td>区ごとに定めた候補場所に窓口を設置するものとする。なお、設置の検討にあたっては、関係部の課長級職員を構成員としたプロジェクトチーム（被災再建チーム）を設置し、必要な調整を図るものとする。
2　取扱業務
総合支援窓口において取り扱う業務については、以下に掲げる業務とする。
<table><tr><th>業務名</th><th>業務内容</th></tr><tr><td>罹災証明書等の発行</td><td>証明書の発行、調査結果概要の説明、二次調査の受付</td></tr><tr><td>災害弔慰金の申請受付</td><td rowspan="6">各支援制度の相談・申請受付、被災者生活再建支援システム</td></tr><tr><td>災害障害見舞金の申請受付</td></tr><tr><td>災害見舞金の申請受付</td></tr><tr><td>被災者生活再建支援金の申請受付</td></tr><tr><td>住宅の応急修理相談</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>267</td><td>第 10　復旧・復興事業からの暴力団排除</td><td>
<table>
<tr><td>受付</td><td></td></tr>
<tr><td>障害物の除去相談受付</td><td></td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供給相談受付</td><td></td></tr>
<tr><td>損壊家屋等の公費解体案内</td><td></td></tr>
<tr><td>各種団体との協定に基づく業務</td><td>各協定内容に基づく</td></tr>
</table>
3　人員体制
総合支援窓口の運営は、全庁的な応援体制全庁的な応援体制を編成して行うものとする。
第 11　復旧・復興事業からの暴力団排除</td><td></td></tr>
<tr><td>32</td><td>271</td><td>第 2 節　災害復旧
第 1　（略）
第 2　災害復旧に伴う財政援助の確保
（表中）
<table>
<tr><td rowspan="2">事業</td><td colspan="2">国の財政援助等</td></tr>
<tr><td>予算補助※</td><td>予算補助※</td></tr>
<tr><td>産業労働者住宅建設資金融</td><td>――――</td><td>同　第 23 条</td></tr>
</table></td><td>第 2 節　災害復旧
第 1　（略）
第 2　災害復旧に伴う財政援助の確保
（表中）
<table>
<tr><td rowspan="2">事業</td><td colspan="2">国の財政援助等</td></tr>
<tr><td>予算補助※</td><td>予算補助※</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>274

273</td><td>
<table>
<tr><td>通の特例</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（表中）
<table>
<tr><td>上水道災害復旧事業</td><td>予算補助※</td><td>予算補助※</td></tr>
<tr><td>災害等廃棄物処理事業費補助金</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>廃棄物処理施設等災害復旧事業
（し尿処理施設、ごみ処理施設等）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>公的医療機関災害復旧事業</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
</table>
〔激甚災害の指定継続〕
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きについては、次のとおりとする。</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（表中）
<table>
<tr><td>上水道災害復旧事業</td><td>予算補助※</td><td>予算補助※</td></tr>
<tr><td>災害等廃棄物処理事業費補助金</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>廃棄物処理施設（削除）災害復旧事業
（し尿処理施設、ごみ処理施設等）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>公的医療機関災害復旧事業</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
</table>
〔激甚災害の指定継続〕
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きについては、次のとおりとする。</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	273	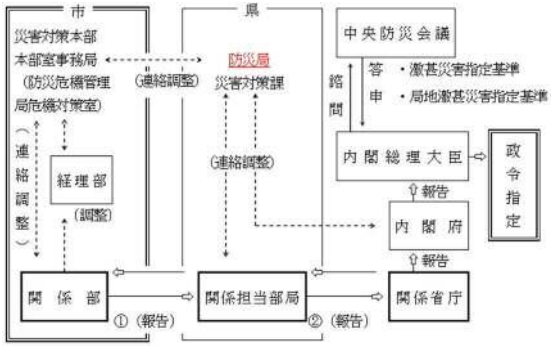	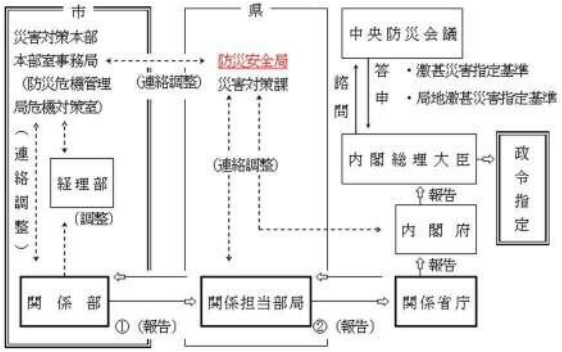	誤記修正